

議案第 27 号

伊賀市環境保全負担金条例等の一部改正について

伊賀市環境保全負担金条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 4 年 2 月 22 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市環境保全負担金条例等の一部を改正する条例

(伊賀市環境保全負担金条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市環境保全負担金条例(平成 16 年伊賀市条例第 156 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「環境政策課」を「生活環境課」に改める。

(伊賀市国民保護協議会条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市国民保護協議会条例(平成 18 年伊賀市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総合危機管理課」を「防災危機対策局」に改める。

(伊賀市民美術展覧会運営委員会条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市民美術展覧会運営委員会条例(平成 19 年伊賀市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「文化交流課」を「文化振興課」に改める。

(伊賀市行政情報番組検討委員会条例の一部改正)

第 4 条 伊賀市行政情報番組検討委員会条例(平成 19 年伊賀市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「企画振興部広聴広報課」を「総務部秘書広報課」に改める。

(伊賀市地域活動支援事業審査会条例の一部改正)

第 5 条 伊賀市地域活動支援事業審査会条例(平成 19 年伊賀市条例第 51 号)の一部を次

のように改正する。

第7条中「企画振興部地域づくり推進課」を「地域連携部住民自治推進課」に改める。

(伊賀市同和公営住宅運営委員会条例の一部改正)

第6条 伊賀市同和公営住宅運営委員会条例(平成19年伊賀市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第8条中「伊賀支所振興課」を「建設部住宅課」に改める。

(俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例の一部改正)

第7条 俳文学関係著作に係る文部科学大臣賞授賞に関する条例(平成19年伊賀市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第11条中「文化交流課」を「文化振興課」に改める。

(伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第8条 伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成26年伊賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条中「企画振興部広聴広報課」を「総務部総務課」に改める。

(伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例の一部改正)

第9条 伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例(平成27年伊賀市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「秘書課」を「秘書広報課」に改める。

(伊賀市行政不服審査会条例の一部改正)

第10条 伊賀市行政不服審査会条例(平成28年伊賀市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条中「企画振興部広聴広報課」を「総務部総務課」に改める。

(伊賀市多文化共生推進プラン委員会条例の一部改正)

第11条 伊賀市多文化共生推進プラン委員会条例(令和3年伊賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民生活課」を「多文化共生課」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。